

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の意義

この計画は、東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、富加町（以下「町」という）における地震被害の軽減を図ろうとするものである。

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）の指定は中津川市であり、町においては、東海地震が発生した場合、震度6以上の地震とはならないと予想されたため、大震法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。しかし、震度6未満の地震であっても、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念される。

そのため、その事前対策について必要な事項を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 東海地震に関する事前対策の性質

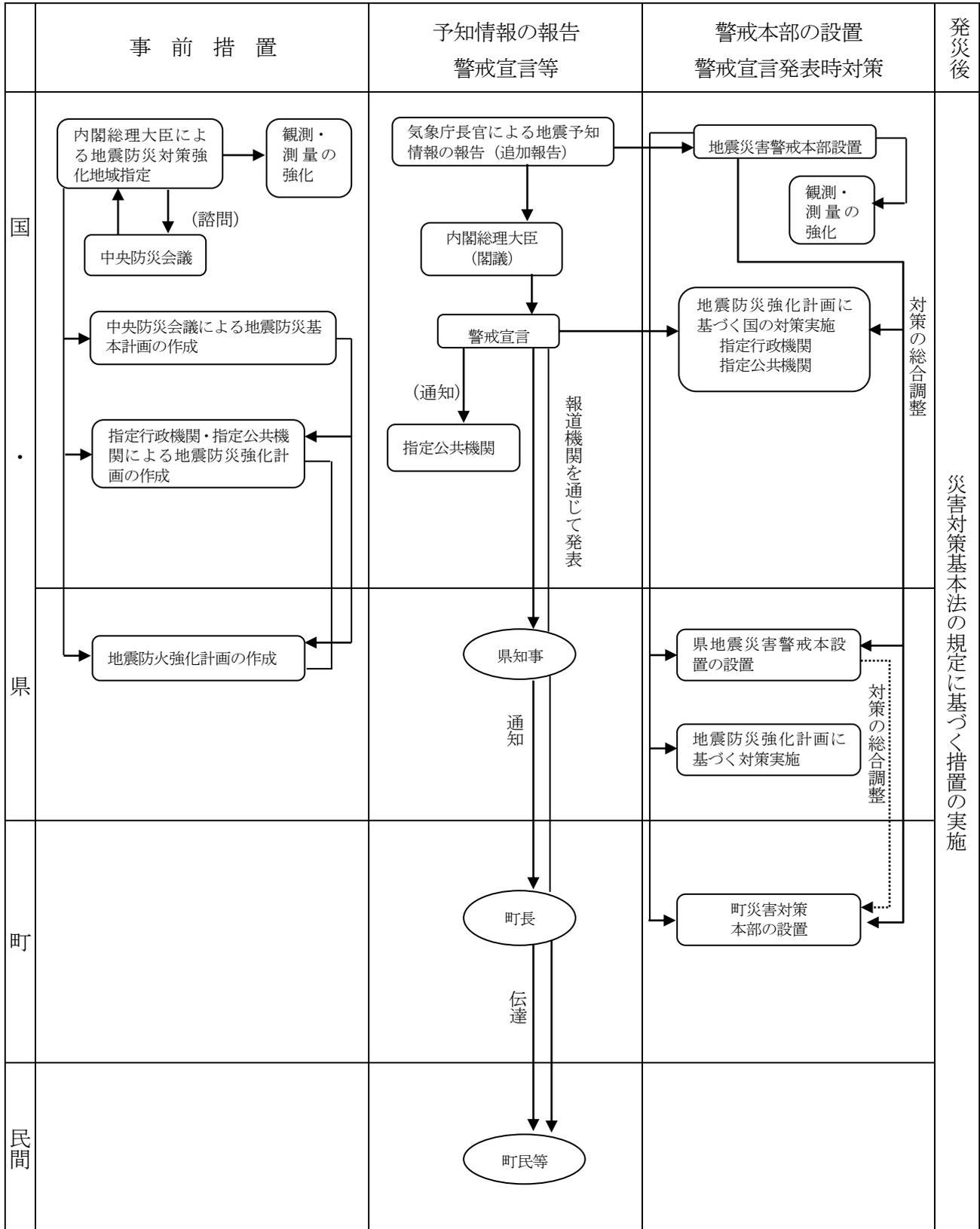
- 1 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、町及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、地震対策計画編 第3章「地震応急対策」に定めるところにより対処するものとする。
- 3 「東海地震に関する事前対策」には、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画についても合わせて記載する。
- 4 「東海地震に関する事前対策」に基づいて、町及び関係機関は、それぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期するものとする。

第3項 防災関係機関が災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震防災に関し、処理すべき事務又は業務の大綱は、地震対策計画編 第1章第3節「各関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



第5項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言発表前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施するものとする。

第6項 強化地域

岐阜県における強化地域は、中津川市1市で、富加町は強化地域外である。

第7項 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発表時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図るものとする。

第2節 活動体制

第1項 町の警戒体制

1 基本方針

東海地震注意情報等が発表されたときから地震が発生するまで、又は警戒宣言解除が発表されるまでの間、東海地震予知情報等発表時対策を実施する。

さらに、東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意志決定を行った場合、町及び防災関係機関等は、警戒宣言前からの準備行動を実施するものとする。

2 町の警戒体制

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）又は警戒宣言が発表された場合は、町は必要に応じて災害対策本部を設置し、公共機関、防災関係機関の管理者等とともに、東海地震の予知に係る対策を行うものとする。

(1) 注意情報発表時

警戒宣言前からの準備的行動を実施するため、地震対策計画編 第1章第2節「活動体制」に定める準備体制をとるとともに、災害警戒本部を設置する。

(2) 警戒宣言発表時

警戒宣言が発表された場合は、直ちに地震対策計画編 第1章第2節「活動体制」に定める警戒体制をとるとともに、災害対策本部を設置する。

(3) 警戒解除宣言発表時

災害対策本部を解散する。

第2項 職員の動員配備

1 注意情報発表時

注意情報等が発表された場合は、開庁時においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、閉庁時においては、地震対策計画編 第1章第2節「活動体制」に定める準備体制をとるものとし、一般災害対策計画編 第1章第2節「活動体制」に定める情報伝達経路により、登庁準備を指示するものとする。

2 警戒宣言発表時

警戒宣言が発表された場合、開庁時においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するものとするが、「1 注意情報発表時」で登庁準備の指示を受けた職員は、テレビ等の報道に注意し、警戒宣言を発表した場合は、直ちに登庁するものとする。

第3節 協力体制

1 方針

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部

3 相互連携及び応援

防災関係機関等は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関又は町に対し、応援要請し若しくはあつせんを依頼し、協力を得るものとする。

4 自衛隊地震防災派遣

応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めたときは、自衛隊へ派遣要請を行うものとする。自衛隊の地震防災派遣を受けた場合の受入体制については、一般災害対策計画編 第3章第4節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第4節 警戒宣言・東海地震に関する情報伝達

1 方針

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町及び防災関係機関等は、正確かつ迅速な東海地震に関連する情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部

3 伝達する情報

- (1) 東海地震予知情報・東海地震注意情報
- (2) 警戒宣言

4 伝達主体

東海地震予知情報・東海地震注意情報・警戒宣言が発表された場合、その内容を防災行政無線等により、町民に伝達するものとする。

○ 東海地震に関連する情報

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」		
情報名	主な防災対応等	
<h2 style="margin: 0;">東海地震 予知情報</h2> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">(カラーレベル 赤)</p>	<p style="font-size: large; color: red; margin: 0;">「警戒宣言」</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">に伴って発表</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p style="font-size: small; margin: 0;">住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>	
<h2 style="margin: 0;">東海地震 注意情報</h2> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">(カラーレベル 黄)</p>	<p style="font-size: small; margin: 0;">東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <p style="font-size: small; margin: 0;">住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>	
<h2 style="margin: 0;">東海地震 に関連する 調査情報</h2> <p style="font-size: small; margin: 5px 0;">東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p style="font-size: small; margin: 0;">(カラーレベル 青)</p>	<p style="font-size: large; margin: 0;">臨時</p>	<p style="font-size: small; margin: 0;">観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p style="font-size: small; margin: 0;">住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>
	<p style="font-size: large; margin: 0;">定例</p>	<p style="font-size: small; margin: 0;">毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p style="font-size: small; margin: 0;">日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

第5節 広報対策

1 方針

町及び関係防災機関等は、東海地震に関連する情報等が発表等された場合、東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、次のとおり広報を実施する。

2 実施責任者

町	総務部、企画部
県	秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県警察

3 警戒宣言発表前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施するものとする。また、町民・事業所には旅行、出張等を自粛すべきであることを広報するものとする。

4 予知情報・警戒宣言発表時での対策

(1) 広報の内容

一般災害対策計画編 第3章第10節「4 災害広報の実施」を準用する。

(2) 情報の提供及び報道の要請

一般災害対策計画編 第3章第10節「5 情報の提供及び報道の要請」を準用する。

(3) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

一般災害対策計画編 第3章第10節「8 総合的な情報提供・相談窓口の設置」を準用する。

第6節 事前避難対策

1 方針

警戒宣言が発表された場合、人命の安全を確保するため、町民や自主防災組織と連携し、的確な避難対策を実施する。

2 実施責任者

町	総務部、福祉保健部、教育部、保育部
県	危機管理部、健康福祉部、教育委員会、商工労働部、県土整備部、県警察

3 町の事前避難対策

避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区居住者に対し、広報手段を用いて周知徹底を図るものとする。

4 事前避難体制の確立等

警戒宣言発表時において、避難対象地区居住者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう、事前避難体制の確立に努めるものとする。

(1) 避難体制の確立

避難にあたっては、警戒宣言の発表から地震の発生までの間が、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

(2) 避難誘導等適切な対応

避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した要配慮者の避難誘導について、自治会、自主防災組織等の協力のもとに実施する。

(3) 避難の方法

徒歩によるものとする。但し、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車輛の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

5 警戒宣言発表前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言発表前から準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引渡し等安全確保措置を行うものとする。

(2) 要配慮者

施設管理者は、高齢者、障がい者等要配慮者の実情に合わせた施策を図るものとする。

(3) 災害時危険地域居住者等

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、防災重点農業用ため池下流の浸水危険箇所等の居住者（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行うものとする。

第7節 消防・水防

1 方針

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発表された場合、町民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 実施責任者

町	総務部、消防部
県	危機管理部、県土整備部

3 消火予防対策

予知情報・警戒宣言が発表された場合、町民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、伝達
- (2) 火災の防除のための警戒
- (3) 火災発生防止
- (4) 自主防災組織等に対する協力要請

4 水害予防対策

警戒宣言が発表された場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒
- (2) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の点検及び水防活動のため必要な準備
- (3) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検

5 警戒宣言発表前からの準備的行動

消防署、消防団は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施するものとする。

第8節 交通対策

1 方針

警戒宣言が発表された場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、町及び県公安委員会は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

2 実施責任者

町	総務部、建設部
県	県土整備部、都市建築部

3 警戒宣言発表時の対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

他の道路管理者と共同して道路の点検を行い、警戒宣言が発表された場合は、道路管理上の必要な措置をとるものとする。

(2) 運転者のとるべき措置

運転手は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア 警戒宣言が発表されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により確認して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路肩に停車しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車を避けること。

第9節 緊急輸送対策

1 方針

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

2 実施責任者

町	総務部、建設部、教育部、保育部
県	危機管理部、商工労働部、県土整備部、都市建築部

3 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとする。

- (1) 応急対策に関わる要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材
- (3) その他、県又は町災害対策本部が必要と認める要員、物資等

4 町内の緊急輸送道路

一般災害対策計画編 第2章第7節「7 町内の緊急輸送道路」に準用する。

5 緊急通行車両の届出等

一般災害対策計画編 第3章第6節第1項「6 緊急通行車両の届出等」を準用する。

6 町の輸送確保体制

一般災害対策計画編 第3章第6節第2項「5 町の輸送確保体制」を準用する。

7 ヘリコプター離着陸場の確保

一般災害対策計画編 第3章第6節第2項「7 ヘリコプター離着陸場等の確保」を準用する。

第10節 物資等の確保対策

1 方針

町は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保する体制の整備を図る。

2 実施責任者

町	総務部、企画部
県	危機管理部、商工労働部、農政部、林政部

3 警戒宣言時対策

(1) 物資確保体制の整備

一般災害対策計画編 第3章第19節「生活必需品供給活動」を準用する。

(2) 食料の確保

一般災害対策計画編 第3章第17節「食料供給活動」を準用する。

(3) 関係指定地方行政機関の協力

一般災害対策計画編 第3章第5節「災害応援要請」を準用する。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等や食料の調達態勢を確認するものとする。

第11節 保健衛生対策

1 方針

町本部は、医療関係機関の協力のもとに警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えて医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 実施責任者

町	福祉保健部、産業環境部
県	環境生活部、健康福祉部

3 医療・助産活動

(1) 警戒宣言発表時の対策の概要

ア 警戒宣言発表の周知徹底

警戒宣言が発表されたことについて、医師及び受診者等に対する周知徹底

イ 地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置

地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難施設及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止及び諸出火防止対策の実施

ウ 救急患者を除く外来診療の中止

エ 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等並びに水、食料、燃料等を確保するとともに、医師、看護婦等の確保

(2) 医療救護班の編成待機

医療関係機関の協力のもとに、傷病者及び助産を必要とする者に対する医療及び助産に必要な医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検を行い、活動体制を整えるものとする。

(3) 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び輸血用の血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

4 清掃活動

災害発生により生じることごみやし尿を収集、運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行うものとする。詳細は、別に定める富加町災害廃棄物処理計画を準用する。

5 防疫活動

災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備等を行うものとする。

第12節 生活関連施設対策

1 方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び町民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 実施責任者

町	総務部、建設部
県	秘書広報部門、危機管理部、県土整備部、都市建築部

3 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、飲料水の供給の継続をするため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請するものとする。

イ 応急給水

発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理するものとする。

配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動態勢を整えるものとする。

4 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

5 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請するものとする。

6 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、町への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

5 報道

報道関係機関は、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、東海地震に関連する情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、東海地震に関連する情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

6 金融

東海財務局岐阜財務事務所、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

(1) 民間金融機関の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求める。なお、強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(2) 保険会社の措置

強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(3) 証券会社の措置

強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

7 郵政事業対策

原則として、平常どおり業務の取扱いを行うものとする。

8 警戒宣言前からの準備的行動

配水池等での飲料水確保態勢を確認し、応急給水の準備を行う。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第13節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、県内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて関係市町村等において対策を講じる。

2 実施責任者

町	福祉保健部
県	健康福祉部

3 警戒宣言時対策

帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

宿泊休養施設、運動施設等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

4 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認するものとする。

第14節 公共施設対策

1 方針

公共施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え、迅速な応急復旧を実施するため必要な整備を図る。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 警戒宣言時の道路対策

道路の応急復旧のため、建設業協会に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

4 警戒宣言時の河川対策

必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上の注意を要する箇所点検を行うとともに、消防団の待機を要請するものとする。

5 警戒宣言時の下水道対策

施設の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、次により対策を実施するものとする。

- (1) 災害対応組織の編成
- (2) 緊急措置のための資機材の確保
- (3) 処理場、ポンプ場の機械・電気設備の点検

6 治山設備等

必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生の恐れのある箇所の把握に努め、被災防止措置を講ずる。また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて建設業協会等に出動準備体制をとるよう要請する。

7 庁舎等、重要公共施設対策

庁舎等、重要公共施設の災害応急対策について、次の措置を講じるものとする。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等、通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備、機械室等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検または被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止及び初期消火の準備措置

8 その他の公共施設

その他の公共施設については、それぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。

9 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物、その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じるものとする。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するにあたっては、作業員の安全に配慮する。なお、倒壊等により、近隣の町民等に影響が出る恐れがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに町に通報するものとする。

第15節 大規模な地震に係る防災訓練

1 方針

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との円滑な調整を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 防災訓練

関係機関及び町民の自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者等に対する避難誘導訓練
- (3) 余震に関する情報等情報伝達訓練
- (4) 車両による避難訓練

第16節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

町、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施責任者

町	各部
県	各部局

3 町職員に対する教育

(1) 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

4 町民等に対する教育

町は、県と協力して、町民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う町民等に対する教育に関し県は必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (7) 避難生活に関する知識
- (8) 平素町民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (9) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

5 児童、生徒に対する教育

6 防災上重要な施設管理者に対する教育

7 自動車運転者に対する教育

8 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。